

(第3 読者欄掲載)

雇用関係の明確化が急務

任せて労務管理

社労士がアドバイス

働き方改革へ企業はどのように向き合っていくべきか。保育、建設、介護、医療の4分野のうち、第2回建設労務の1回目は、県社会保険労務士会の荒川大輔・事業開発委員長と、菅原芳裕・建設労務管理小委員長に聞いた。（江田 聡）

2 建設――1

菅原 どの業界も人材不足。建設業の表労働時間は年々深刻ですが、建設業は時間2050時間前後、他の産に顕著。1987年に約68業を含む全体の平均17505万人だった建設業の就業者 時間と比べて3000時間も減りました。特に60歳以上がキツイ肉体労働を激減して25%と4分の1を占めるのにも関わらず、19年4月から、働き方改革

日本ものづくりを考慮の一環として時間外労働の上限規制が導入されましたが、建設業は、医師や自動車運転

時、次世代への技術継承に大きな不安を抱えています。建設業に興味を持つ若者が少なくなっている要因のひとつとして、週休2日制が定着していない現状が挙げられます。



県社労士会の荒川大輔・事業開発委員長（左）と菅原芳裕・建設労務管理小委員長

ない休日しか作業できない。

週休2日制の技能労働者は下請けが12%、元請けが5%とも言われている。私も以前、建設業界で働いていましたが、「土曜仕事は当たり前」の風潮もあり、労働時間管理は非常に難しいと言います。

荒川 建設業界で最も課題とされている「人手不足を解消するためにも、労務管理が必要だ」と。経営者は、昔の師弟関係はもう定着せず、あくまで社長と従業員という関係をしっかりと認識してもらいます。

また、「勤怠」「時間管理」を意識してこなかった経営者もいます。残業とそうでない時間の見分け方をはじめ、有給休暇や深夜割増賃金の意味、雨が降ったら休んでいいのかなど、基本から分かりやすく説明します。現場作業はプロでも、インターネットを使いこなす若者の方がむしろ法律を知っています。その意味では、建設業界は私たち社労士がもっと必要とされなくてはいけない業種であり、私たちもより一層「ヒールして

いくべき業界と言えます。（毎月第2、4土曜日掲載）

理由もありますが、天候や資材調達などにも影響を受けやすい建設業界特有の背景も横たわり、準備は急務です。建設業は大きく建築と土木に分かれ、建築はビルや家など、土木は道路や橋などを造ります。長時間労働は労務管理と関係が深いと言います。工事は、従業員や児童生徒がい

事には完成までの工期がある。現場のライン稼働や、学校の大型エアコン設置などの工